

山 梨 県 か ら の お 知 ら せ

森林環境税を導入します (県民税均等割りの超過課税)

～平成24年4月1日からスタート～

目 的

森林には、災害の防止、水源のかん養等多くの公益的機能があります。

山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成24年4月1日から森林環境税（県民税均等割りの超過課税）を導入します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を上乗せ（超過課税）して納めていただきます。

	個 人	法 人
納 税 義 務 者	○県内に住所がある方 ○県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方 前年の合計所得額が一定額以下等により県民税均等割が非課税の方（※）には課税されません。	○県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等
税 額	年額500円 今までの県民税均等割額に500円上乗せの形になります。（1,000円⇒1,500円） ○平成24年度から課税	均等割額の5％ ○平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税
納 税 方 法	○住民税が給与から特別徴収される方は、その中に含まれます。 ○それ以外の方は、市町村から送付される納税通知書により納めていただきます。	○法人県民税の申告納付時に上乗せして納めていただきます。

※次の方には課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・前年の合計所得が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦または寡夫の方
- ・定める金額以下の方（南部町は28万円です）

◆税の使いみちに関すること

山梨県森林環境部森林環境総務課

☎ 055-223-1634

FAX 055-223-1636

E-mail sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp

◆税の仕組みに関すること

山梨県総務部税務課

☎ 055-223-1387

FAX 055-223-1390

E-mail zeimu@pref.yamanashi.lg.jp